

# 令和元年木造建築士試験

試験場	受験番号	氏名
	—	

## 問題集

学科Ⅰ（建築計画）

学科Ⅱ（建築法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

〔注意事項〕

- この問題集は、学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）で一冊になっています。
- この問題集は、表紙を含めて14枚になっています。
- この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
- 問題は、全て五肢択一式です。
- 解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。
- 解答に当たっての留意事項は、下記の(1)～(3)のとおりです。
  - 適用すべき法令については、平成31年1月1日現在において施行されているものとします。
  - 建築基準法令に定める「構造方法等の認定」、「耐火性能検証法」、「防火区画検証法」、「階避難安全検証法」及び「全館避難安全検証法」の適用については、問題の文章中に特に記述がない場合にあつては考慮しないものとします。
  - 地方公共団体の条例については、考慮しないものとします。
- この問題集については、試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます。  
(中途退出者については、持ち帰りを禁止します。)

# 学科 I (建築計画)

[No. 1] 日本の住宅史に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 襖<sup>ふすま</sup>は、間仕切りのための建具であり、平安時代から用いられるようになった。
2. 瓦は、寺院建築とともに大陸から伝来し、江戸時代において防火のため、一般住宅に普及した。
3. 床柱は、床の前面脇に立つ柱で、丸太や銘木が本式で、茶の湯の思想を受け、桎目の角柱が用いられるようになった。
4. 欄間は、平安時代の仏堂に見られるようになり、近世には彫刻を施されたものが現れ、その後一般住宅に用いられるようになった。
5. 座敷は、畳が部屋に敷き詰められるようになり、畳敷きの室の名称となった。

[No. 2] 建築環境工学に関する用語とその単位との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 気圧 \_\_\_\_\_ Pa
2. 熱貫流率 \_\_\_\_\_  $W/(m^2 \cdot K)$
3. 着衣量(衣服による断熱性能) \_\_\_\_\_ clo
4. 絶対湿度 \_\_\_\_\_ %
5. 音の透過損失 \_\_\_\_\_ dB

〔No. 3〕 室内の空気環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 室内において許容される含有率は、一酸化炭素より二酸化炭素のほうが大きい。
2. 絶対湿度が同じ場合、室温が異なっても露点温度は同じである。
3. JIS及びJASにおいて定められている建築材料のホルムアルデヒド放散量による等級区分の表示記号で、最も放散量が少ない等級区分の表示は「F☆☆☆」である。
4. 必要換気回数が同じ場合、室の容積が2倍になると必要換気量も2倍になる。
5. 冬期の暖房時において、建築物の上部及び下部に開口部がある場合、一般に、上部の開口部から空気が流出し、下部の開口部から外気が流入する。

〔No. 4〕 伝熱・結露に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 断熱性が高い建築物ほど、一般に、その外皮平均熱貫流率( $U_A$ 値)は小さい。
2. 壁の熱貫流率は、壁の表面積に影響されない。
3. 建築材料は、一般に、密度が大きいものほど、その熱伝導率は大きい傾向にある。
4. 最上階の天井部分に断熱を施した木造住宅において、小屋裏換気を促進するための十分な換気口を設けることは、小屋裏結露の防止に有効である。
5. 冬期の住宅において、暖房室と非暖房室がある場合、一般に、非暖房室は、暖房室に比べて結露を生じにくい。

〔No. 5〕 日照・日射・採光・照明に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 全天空照度とは、建築物などの障害物がなく、全ての天空を見渡せるときの直射日光を除いた水平面照度のことである。
2. シルエット現象とは、窓面側の人物を見る際、窓面との輝度差が大きい場合、人物が黒い影のように見える現象をいう。
3. 光幕反射は、教室の黒板面や光沢のある紙・液晶画面等において生じる。
4. 光ダクトは、内面を鏡面としたダクトで、採光の困難な部分へ太陽光を導くためのものである。
5. 窓の日射遮蔽係数は、その値が大きいほど日射の遮蔽効果が大きい。

〔No. 6〕 音に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 子供の飛び跳ねなどによる重量床衝撃音は、一般に、床の材質が重いものほど、その低減効果は大きい。
2. 多孔質材料が吸音効果を発揮するのは、空隙部の摩擦などによって、入射した音のエネルギーの一部が熱に変換されるためである。
3. 室内騒音について、推奨される騒音レベルが小さい用途の室ほど、一般に、推奨されるNC値は大きくなる。
4. 点音源から放射される音の強さは、音源からの距離が2倍になると、 $\frac{1}{4}$ になる。
5. 室内の残響時間は、一般に、床仕上げがコンクリートの場合より、カーペットの場合のほうが短い。

〔No. 7〕 気候・気象・温熱環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 保水性をもつ舗装材は、降雨や散水後に一定時間、保水が持続することで、地表面温度の上昇を抑制する効果がある。
2. 気温の1日における最高と最低の差を日較差といい、内陸部で小さく、沿岸部では大きくなる傾向がある。
3. 真夏日の判定には日最高気温が用いられ、熱帯夜の判定には夜間の最低気温が用いられる。
4. 快晴日の夜間における建築物の表面温度は、鉛直面より水平面のほうが低くなりやすい。
5. 1日の中で、外気温が上昇すると、一般に、外気の相対湿度は低下する。

〔No. 8〕 木造住宅に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 「練付け甲板」は、表面に化粧単板、樹脂板、その他の化粧材料を張り付けた甲板をいう。
2. 「目透かし天井」は、天井板の厚さ程度の隙間を空けて張る天井をいう。
3. 「見込み」は、部材の見え掛りの部分の正面から見える面をいう。
4. 「逃げ」は、納まりのための部材間の位置関係の余裕をいう。
5. 「木拾い」は、工事に要する木材の樹種、品質、寸法、数量などを調べ、集計することをいう。

〔N o. 9〕 併用住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 美容院併用住宅の髪の毛のセット作業スペースの照度を、1,000 lxとした。
2. 衣料品店併用住宅のフィッティングルームの内法寸法を、0.7 m×0.7 mとした。
3. 事務所併用住宅の事務室の床面積を、10 m<sup>2</sup>/人とした。
4. 診療所併用住宅の療養病床の個室の内法面積を、6.4 m<sup>2</sup>とした。
5. 飲食店併用住宅の店舗スペースにおいて、少人数や多人数の来客に柔軟に対応するため、4人席のテーブルを二つに分割できるようにし、壁側の席を長椅子とした。

〔N o. 10〕 一般的な木造軸組構法の住宅に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 真壁造りは、一般に、大壁造りに比べて、釘の使用量が少ない。
2. 大壁造りは、真壁造りに比べて、断面寸法の大きな筋かいを入れやすい。
3. 大壁造りは、真壁造りに比べて、気密性を確保しやすい。
4. 木造軸組構法は、一般に、枠組壁工法に比べて、壁の配置の自由度が高い。
5. 大壁造りは、一般に、柱が構造材と化粧材を兼ねる。

〔N o. 11〕 次の建築物と用語との組合せのうち、最も関係の少ないものはどれか。

1. 病院 ————— ICU
2. 図書館 ————— レファレンスルーム
3. 劇場 ————— ホワイエ
4. ホテル ————— クリーンルーム
5. 社会福祉施設 ————— デイルーム

〔N o. 12〕 小規模建築物の計画に関する次の記述のうち、**最も不適當なもの**はどれか。

1. 銀行において、車椅子使用者に配慮し、記帳などを行う受付カウンターの下部に、高さ 65 cm、奥行 45 cmのクリアランスを設けた。
2. 地域図書館において、新聞や雑誌を気軽に読む空間としてブラウジングコーナーを設けた。
3. 公衆便所において、出入口には段差を設けず、その有効幅を 70 cmとした。
4. 美術館の展示室において、展示作品の鑑賞を阻害しないようにするため、展示空間をホワイトキューブとした。
5. 幼稚園において、園児用の洋式大便器のブースの仕切りの高さを 120 cmとした。

〔N o. 13〕 一戸建て住宅の諸室等の一般的な平面寸法に関する次の記述のうち、**最も不適當なもの**はどれか。

1. 洋風の浴槽を設ける浴室を、160 cm×160 cmとした。
2. 4人家族の食事スペースを、240 cm×240 cmとした。
3. 玄関扉を外開きとした玄関の土間を、125 cm(幅)×90 cm(奥行)とした。
4. 学習机とシングルベッドを設置する子ども室を、200 cm(幅)×240 cm(奥行)とした。
5. 洋式大便器を設ける便所を、90 cm(幅)×130 cm(奥行)とした。

〔N o. 14〕 住宅の一般的な各部寸法として、**最も不適當なものは**、次のうちどれか。

1. 大人が使用する食卓用椅子の座面の高さを、40 cmとした。
2. 玄関のインタホンの取付け高さを、140 cmとした。
3. 和洋折衷の浴槽の深さを、55 cmとした。
4. 洗面化粧台のカウンターの高さを、75 cmとした。
5. クロゼット内部の奥行を、45 cmとした。

[No. 15] 木造住宅の屋根仕上げとその一般的な屋根勾配との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 1. アスファルトシングル葺 | $\frac{1.5}{10}$ |
| 2. 金属板瓦棒葺      | $\frac{2}{10}$   |
| 3. 銅板一文字葺      | $\frac{3.5}{10}$ |
| 4. S型洋瓦葺       | $\frac{4}{10}$   |
| 5. 日本瓦葺        | $\frac{4.5}{10}$ |

[No. 16] 木造住宅の階段に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. ささら桁は、段板を両端部から挟みこんで固定し、階上と階下をつなぐ桁である。
2. 手摺<sup>すり</sup>の高さは、一般に、段鼻から垂直に測って 80 cm 程度である。
3. 裏板は、階段裏を見せない場合に化粧として張る板である。
4. 踏面の寸法は、隣り合う段板の段鼻相互の水平距離である。
5. 階段上部の天井の高さは、階段の勾配に直角に 150 cm 以上必要である。

〔N o. 17〕 住宅の窓の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も不適當なものはどれか。

1. 片開き回転窓は、片開きの機能と縦軸回転の機能が一体となった窓である。
2. ルーバー窓は、通風の機能をもたせるため、ガラス板の角度を調整する方式の窓である。
3. 突出し窓は、建具の上端を水平回転軸として開閉する方式の窓である。
4. 横滑り出し窓は、建具の上<sup>かみがまち</sup>框を下げながら下<sup>しもがまち</sup>框を外側に開く窓である。
5. 上げ下げ窓は、雨仕舞に配慮して、下部の建具を屋外側にする。

〔N o. 18〕 住宅の内部仕上げに関する次の記述のうち、最も不適當なものはどれか。

1. さお縁天井を廊下に用いる場合は、一般に、長手方向にさお縁を配置する。
2. じゅうたんの下敷に貼るフェルトの目的は、じゅうたんの弾力を増すだけでなく、床の凹凸によるじゅうたんの傷みを防ぐことも含まれる。
3. モザイクタイルは、一般に、二丁掛けタイルに比べて張るのに手間がかかり、施工性が低い。
4. 塗装の目的は、美観のほかに、下地材の劣化を遅らせることも含まれる。
5. 幅木の役割は、異質材料の取合いをよくするほかに、壁下部の汚れや破損を防ぐことである。

〔N o. 19〕 建築設備に関する次の用語の組合せのうち、最も関係の少ないものはどれか。

1. 冷暖房設備 ————— デフロスト運転
2. 給水設備 ————— クロスコネクション
3. 排水設備 ————— ディスポーザ
4. 通信設備 ————— ライトシェルフ
5. 衛生設備 ————— フラッシュバルブ



〔No. 20〕 住宅の冷暖房・換気設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 台所の換気は、一般に、第二種換気が用いられる。
2. 第一種換気は、機械給気と機械排気との併用による換気である。
3. 住宅の居室においては、原則として、24時間機械換気設備の設置が義務付けられている。
4. 住宅における換気において、一般に、台所の換気系統は風量が大きく、それに比べて、浴室・トイレ・洗面所の換気系統は風量が小さい。
5. サーキュレータは、天井近くの暖気を床面に吹きおろし、室内の上下温度分布を改善するものである。

〔No. 21〕 空気調和設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 保健用空調は、人の健康や快適性を維持することを目的として、住宅、事務所、デパートなどで使用される空調である。
2. 空気熱源ヒートポンプ方式のエアコンには、冷却塔が必要である。
3. 放射冷房は、気流や温度むらによる不快感が少なく、設定温度を高くしても、快適な室内環境を得やすい。
4. 放射暖房は、予熱時間が長いため、外気温の急激な変化に応じにくい。
5. 局所式暖房設備は、広い室内空間を適当な温度・湿度に維持することが困難であるため、比較的小規模な建築物や室で用いられる。

〔No. 22〕 給排水衛生設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 水道直結直圧方式において、水栓の水圧は水道本管の圧力に応じて変化する。
2. さや管ヘッダ配管工法は、ヘッダから器具までの配管に継手を使用しないため、管の更新性に優れている。
3. ロータンク方式の大便秘器は、洗浄弁方式の大便秘器に比べて、連続使用に適さない。
4. 排水管のトラップは、破封しないように、直列に二つ設けるとよい。
5. 水飲み器や食器洗浄機などの排水は、衛生面に配慮し、間接排水とする。

〔N o. 23〕 住宅の電気・照明・防災設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 電気設備において、単相3線式の配線は、100 Vと200 Vの2種類の電圧を別々に利用することができる。
2. 電圧の種別において、低圧は、直流で600 V以下、交流で750 V以下のものである。
3. 照明器具の選定において、蛍光灯やLED光源を採用する場合は、色温度を選択することができる。
4. 連系形の太陽光発電システムでは、日中には、主に、太陽電池で得られた電力を利用し、雨天時や夜間時には、主に、商用系統から電気の供給を受ける。
5. 火災には、普通火災、油火災及び電気火災等があり、その種類に応じて適切な消火設備がある。

〔N o. 24〕 建築設備の配管に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 弁の近くにエアチャンバを設けることは、ウォーターハンマの防止に有効である。
2. 給湯配管の伸縮によって、配管、機器又は建築物に損傷を与えるおそれがある場合は、伸縮管継手などを設けて防止する。
3. 衛生器具排水管の管径は、トラップの口径以上とし、かつ、30 mm以上とする。
4. 通気管の末端を窓等の開口部付近に設ける場合には、開口部の上端から60 cm以上立ち上げるか、開口部から水平に3 m以上離す。
5. 排水トラップの封水深は、一般に、2～3 cmとする。

〔No. 25〕 省エネルギー・省資源に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. CASBEE(建築環境総合性能評価システム)においては、BEEの数値が低いほど、建築物の環境性能が高まる。
2. 燃料電池は、都市ガスなどから取り出した水素を、空気中の酸素と化学反応させて発電する装置である。
3. 地域冷暖房は、1箇所又は数箇所の集中した熱源プラントで製造された熱媒を、地域配管網を通じてある一定の地域内の複数の建築物等に供給するシステムのことである。
4. コージェネレーションシステムは、発電電力に加え、排熱を有効利用することでエネルギーを効率的に利用できる。
5. タスク・アンビエント空調方式は、作業域と室内全体の空調を分け、作業域に居住者がいない場合、作業域の空調を停止するなど、省エネルギー上有効な空調方式である。

## 学科Ⅱ（建築法規）

〔No. 1〕 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物の屋根の $\frac{2}{3}$ を修繕することは、「建築」に該当しない。
2. 住宅の屋内階段は、「構造耐力上主要な部分」に該当しない。
3. 2階建て住宅に設ける昇降機は、「建築物」に該当する。
4. 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの $\frac{1}{2}$ のものは、「地階」に該当する。
5. 住宅の基礎は、「主要構造部」に該当する。

〔No. 2〕 建築物の面積、高さ及び階数の算定に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 「建築物の高さ」の算定に当たっては、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面を地盤面とする。
2. 北側高さ制限における「建築物の高さ」の算定に当たっては、建築物の屋上部分にある「階段室」の部分の高さを算入しない。
3. 棟飾の屋上突出部は、「建築物の高さ」に算入しない。
4. 建築物の「階数」の算定に当たっては、倉庫の用途に供する地階の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{7}$ の場合、「階数」に算入する。
5. 「階数」の算定に当たっての昇降機塔の部分の水平投影面積の算定方法は、建築面積の算定方法による。

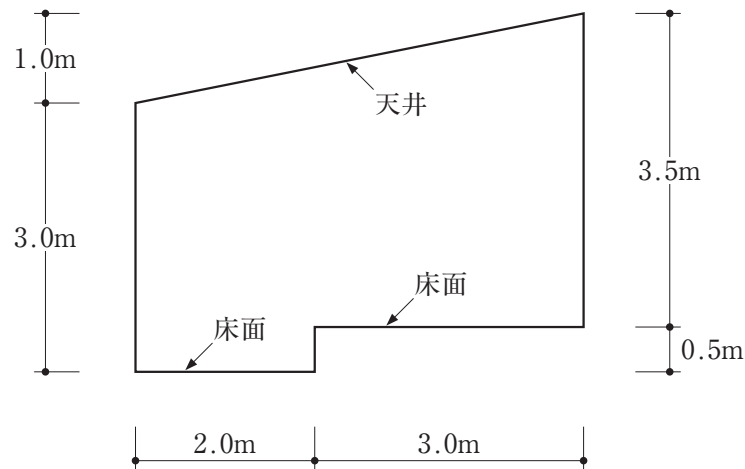
〔No. 3〕 木造建築物に関する次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、確認済証の交付を受ける必要があるものはどれか。ただし、建築物の高さは、いずれも9m以下とする。

1. 平家建て、延べ面積250㎡の診療所(患者の収容施設がないもの)の新築
2. 平家建て、延べ面積250㎡の物品販売業を営む店舗からマーケットへの用途の変更
3. 2階建て、延べ面積250㎡の共同住宅の新築
4. 2階建て、延べ面積250㎡の一戸建て住宅の新築
5. 2階建て、延べ面積250㎡の共同住宅から事務所への用途の変更

[No. 4] 都市計画区域内(都道府県知事が指定する確認が不要な地域ではないものとする。)における次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

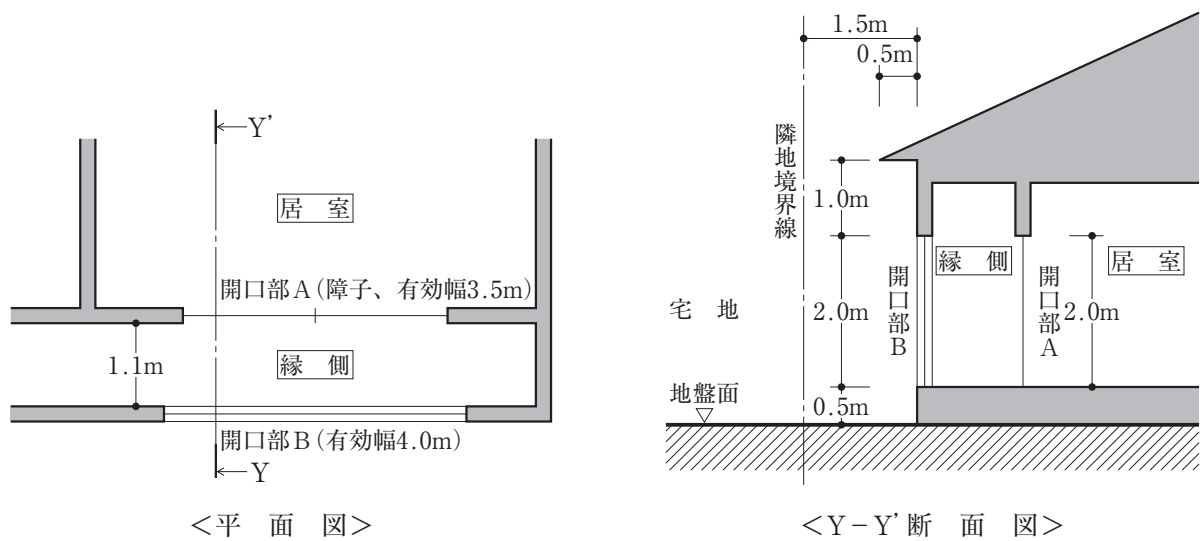
1. 工事を施工するために現場に設ける事務所については、確認済証の交付を受けなければならない。
2. 特定行政庁によって指定された特定工程後の工程に係る工事は、当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
3. 防火地域及び準防火地域外において建築物を増築しようとする場合、その増築に係る部分の床面積の合計が  $10\text{ m}^2$  であれば、確認済証の交付を受ける必要はない。
4. 消防法に基づく住宅用防災機器の設置の規定については、建築基準関係規定として、建築主事又は指定確認検査機関による確認審査等の対象となる。
5. 大規模の模様替をするために確認済証の交付を受けた木造2階建て、延べ面積  $250\text{ m}^2$  の旅館について、計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合、改めて確認済証の交付を受けなければならない。

[No. 5] 張り間方向に図のような断面(桁行方向には同一とする。)を有する居室の天井の高さを算定する場合、建築基準法上、その高さとして、正しいものは、次のうちどれか。



1. 3.0 m
2. 3.1 m
3. 3.2 m
4. 3.3 m
5. 3.4 m

[No. 6] 第一種中高層住居専用地域内(建築基準法第86条第10項に規定する公告対象区域外とする。)において、図のような平面及び断面を有する住宅の居室の開口部Aで、建築基準法上、採光に有効な部分の面積は、次のうちどれか。



	計算式	開口部Aの採光に有効な部分の面積
1.	$(2.0 \times 3.5) \times \left( \frac{1.5 - 0.5}{1.0 + 1.0} \times 6.0 - 1.4 \right) \times 0.7$	7.84 m <sup>2</sup>
2.	$(2.0 \times 4.0) \times \left( \frac{1.5 - 0.5}{1.0 + 1.0} \times 6.0 - 1.4 \right) \times 0.7$	8.96 m <sup>2</sup>
3.	$(2.0 \times 3.5) \times \left( \frac{1.5 - 0.5}{1.0 + 1.0} \times 6.0 - 1.4 \right)$	11.20 m <sup>2</sup>
4.	$(2.0 \times 4.0) \times \left( \frac{1.5 - 0.5}{1.0 + 1.0} \times 6.0 - 1.4 \right)$	12.80 m <sup>2</sup>
5.	$(2.0 \times 4.0) \times \left( \frac{1.5}{1.0 + 1.0} \times 6.0 - 1.4 \right)$	24.80 m <sup>2</sup>

〔No. 7〕 「換気設備を設けるべき調理室等」の換気設備に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。

1. 給気口を、火を使用する設備又は器具の燃焼を妨げないように設けた。
2. 給気口の有効開口面積は、国土交通大臣が定める数値以上とした。
3. 給気口は、煙突又は換気上有効な排気のための換気扇その他これに類するものを設けなかったため、その下端を天井の高さの $\frac{1}{2}$ の高さの位置に設けた。
4. 排気口は、煙突又は排気フードを有する排気筒を設けなかったため、その下端を天井から下方75 cmの高さの位置に設けた。
5. 火を使用する設備の近くに排気フードを有する排気筒を設けたため、その排気フードを不燃材料で造った。

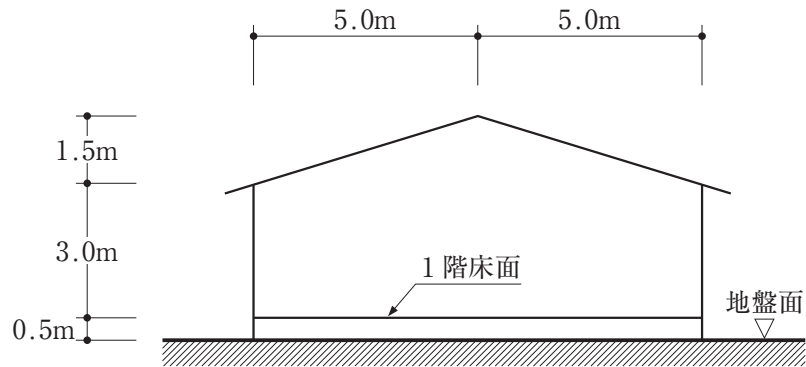
〔No. 8〕 木造2階建て、各階の居室の床面積の合計がそれぞれ120 m<sup>2</sup>の共同住宅(主要構造部が準耐火構造でなく、かつ不燃材料で造られていないものとする。)に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、各階を当該用途に供するものとし、避難階は1階とする。

1. 1階の居室の床の高さは、床下をコンクリートで覆うこととしたため、直下の地面からその床の上面まで40 cmとした。
2. 浴室の天井の高さを、2.0 mとした。
3. 2階のバルコニーの手すりの高さを、バルコニーの床仕上げ面から1.1 mとした。
4. 直通階段は、2階から1階に通ずるものを1か所設けた。
5. 建築物の敷地は、敷地内の排水に支障がなかったため、これに接する道の境よりも低いままとした。

〔No. 9〕 木造2階建て、延べ面積120 m<sup>2</sup>の一戸建て住宅の構造耐力上主要な部分に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、構造計算による安全性の確認は行わないものとする。

1. 圧縮力を負担する筋かいに、径9 mmの鉄筋を使用した。
2. 木材の筋かいに、たすき掛けにするための欠込みをしたため、ひら金物を用いて必要な補強をした。
3. 柱、筋かい及び土台のうち、有効な防腐措置を講ずる部分の上端の高さを、土台の下端から上方1 mの位置とした。
4. 1階の柱で、土台を設けない部分については基礎に緊結した。
5. 柱の有効細長比を、100とした。

[No. 10] 張り間方向に図のような立面を有する木造平家建て、延べ面積 100 m<sup>2</sup>の建築物の桁行方向について、見付面積から算定される構造耐力上必要な軸組の最小限の長さとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域ではないものとする。



立面図

	計 算 式	必要な軸組の 最小限の長さ
1.	$\left(10.0 \times 1.5 \times \frac{1}{2} + 3.0 \times \frac{1}{2} \times 10.0\right) \times 50$	1,125 cm
2.	$\left\{10.0 \times 1.5 \times \frac{1}{2} + (3.0 - 1.35) \times 10.0\right\} \times 50$	1,200 cm
3.	$\left\{10.0 \times 1.5 \times \frac{1}{2} + (3.5 - 1.35) \times 10.0\right\} \times 50$	1,450 cm
4.	$\left\{10.0 \times 1.5 \times \frac{1}{2} + (3.0 - 1.35) \times 10.0\right\} \times 100$	2,400 cm
5.	$\left\{10.0 \times 1.5 \times \frac{1}{2} + (3.5 - 1.35) \times 10.0\right\} \times 100$	2,900 cm



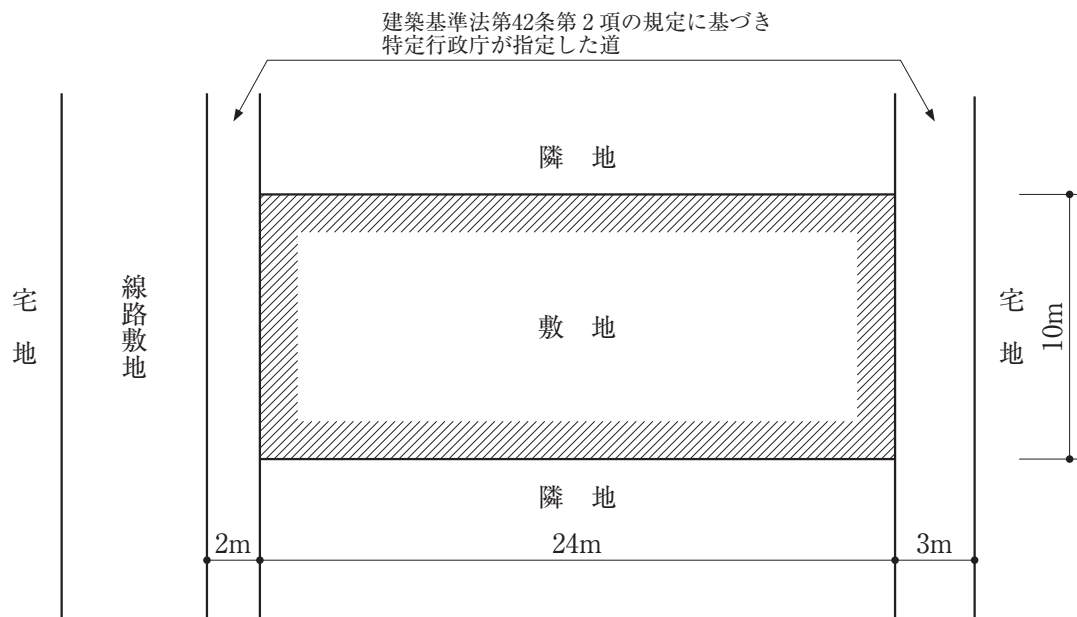
[N o. 11] 建築物の防火性能等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、防火地域及び準防火地域の指定はないものとする。また、天井は強化天井ではなく、間仕切壁は自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分には該当しないものとする。

1. 平家建て、延べ面積 120 m<sup>2</sup>の自動車修理工場は、耐火建築物又は準耐火建築物としなくてもよい。
2. 2階建て、延べ面積 250 m<sup>2</sup>の倉庫は、耐火建築物としなくてもよい。
3. 建築物が建築基準法第 22 条第 1 項の市街地の区域の内外にわたる場合においては、その全部について同項の市街地の区域内の建築物に関する規定が適用される。
4. 建築基準法第 22 条第 1 項の市街地の区域内に新築する木造 2 階建て、延べ面積 130 m<sup>2</sup>の一戸建て住宅の外壁は、延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
5. 木造 2 階建て、延べ面積 180 m<sup>2</sup>の旅館を新築する場合、当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

[N o. 12] 建築基準法第 35 条の 2 の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、耐火建築物、準耐火建築物及び特定避難時間倒壊等防止建築物以外の建築物であるものとし、主要構造部は、耐火構造でなく、居室は、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」に該当しないものとする。また、自動式の消火設備及び排煙設備は設けないものとする。

1. 内装の制限を受ける調理室において、床面からの高さが 1.2 m 以下の壁の部分の仕上げは、内装の制限の対象となる。
2. 木造平家建て、延べ面積 50 m<sup>2</sup>の自動車修理工場は、内装の制限を受ける。
3. 木造 2 階建て、延べ面積 80 m<sup>2</sup>の飲食店における 2 階部分にある火を使用する設備を設けた調理室は、内装の制限を受ける。
4. 木造 2 階建て、延べ面積 180 m<sup>2</sup>の住宅で事務所を兼ねるものにおける 2 階部分にある火を使用する設備を設けた調理室は、内装の制限を受ける。
5. 木造 2 階建て、延べ面積 200 m<sup>2</sup>の旅館は、内装の制限を受ける。

[No. 13] 都市計画区域内にある図のような敷地について、建築基準法上の敷地面積として、正しいものは、次のうちどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとし、図に示す範囲に高低差はないものとする。



1. 210 m<sup>2</sup>
2. 215 m<sup>2</sup>
3. 225 m<sup>2</sup>
4. 235 m<sup>2</sup>
5. 240 m<sup>2</sup>

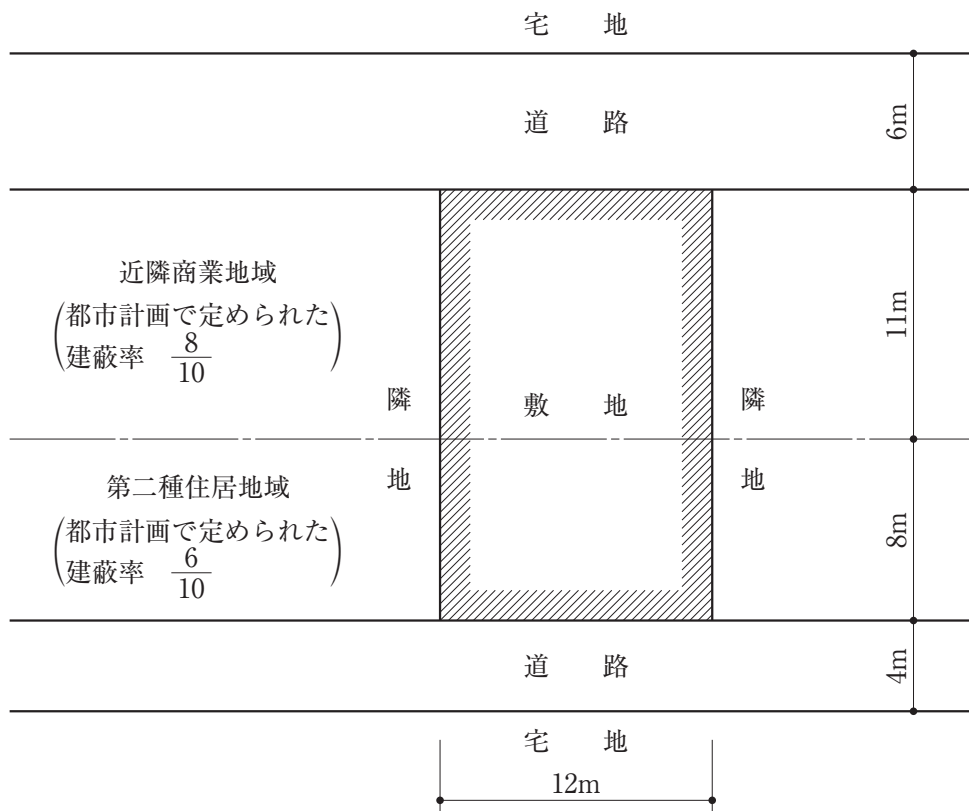
[No. 14] 用途地域内の建築物の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 第一種中高層住居専用地域内においては、平家建て、延べ面積 200 m<sup>2</sup>の倉庫業を営む倉庫を新築することができる。
2. 第二種中高層住居専用地域内においては、2階建て、延べ面積 300 m<sup>2</sup>のパン屋(作業場の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>、原動機の出力の合計が 1.5 kW)を新築することができない。
3. 第一種住居地域内においては、作業場の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>の原動機を使用する工場を新築することができる。
4. 第二種住居地域内においては、平家建て、延べ面積 250 m<sup>2</sup>の自動車車庫を新築することができる。
5. 工業地域内においては、2階建て、延べ面積 250 m<sup>2</sup>の共同住宅を新築することができる。

[No. 15] 次の建築物のうち、第一種低層住居専用地域内において、建築基準法上、新築してはならないものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

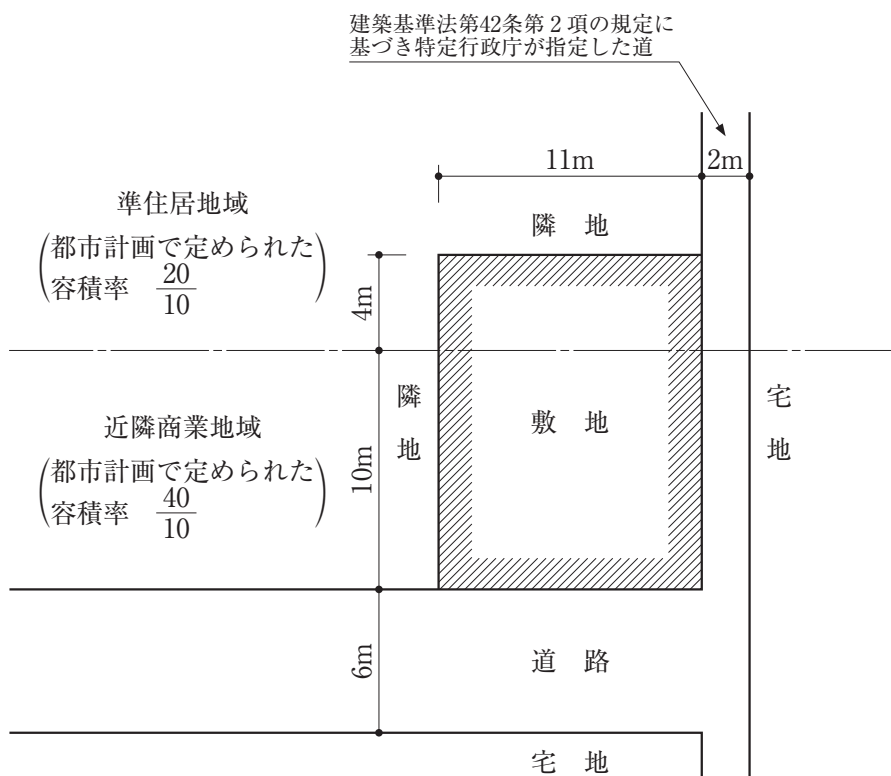
1. 平家建て、延べ面積 100 m<sup>2</sup>の日用品の販売を主たる目的とする店舗
2. 平家建て、延べ面積 250 m<sup>2</sup>の図書館
3. 平家建て、延べ面積 300 m<sup>2</sup>の保育所
4. 2階建て、延べ面積 160 m<sup>2</sup>の診療所
5. 2階建て、延べ面積 160 m<sup>2</sup>のクリーニング取次店兼用住宅で、クリーニング取次店の部分の床面積が 50 m<sup>2</sup>のもの

[No. 16] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる木造住宅の建築面積の最高限度は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、図に示す範囲に高低差はないものとする。



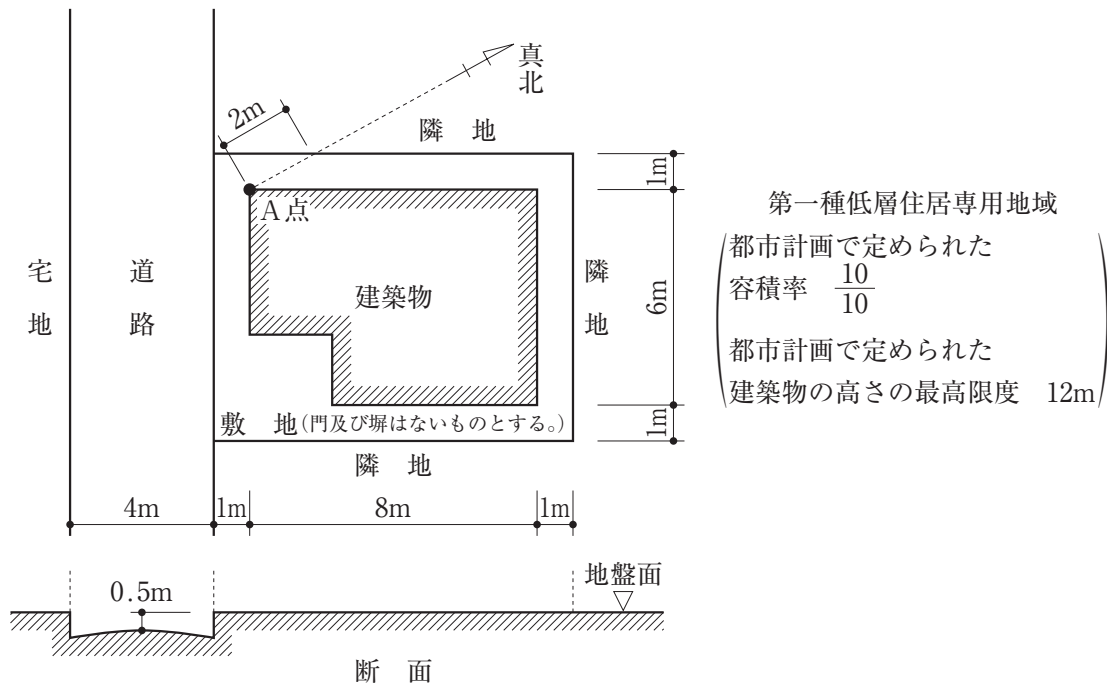
1. 136.8 m<sup>2</sup>
2. 159.6 m<sup>2</sup>
3. 163.2 m<sup>2</sup>
4. 182.4 m<sup>2</sup>
5. 186.0 m<sup>2</sup>

[No. 17] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる診療所の延べ面積(同法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積)の最高限度は、次のうちどれか。ただし、特定道路の影響はないものとし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとする。また、図に示す範囲に高低差はないものとする。



	計 算 式	延べ面積の最高限度
1.	$\{(4 + 10) \times 10\} \times \frac{40}{10}$	560 m <sup>2</sup>
2.	$(4 \times 11) \times \frac{20}{10} + (10 \times 11) \times \frac{40}{10}$	528 m <sup>2</sup>
3.	$(4 \times 10) \times \frac{20}{10} + (10 \times 10) \times \frac{40}{10}$	480 m <sup>2</sup>
4.	$(4 \times 10) \times \left(6 \times \frac{4}{10}\right) + (10 \times 10) \times \left(6 \times \frac{6}{10}\right)$	456 m <sup>2</sup>
5.	$(4 \times 10) \times \frac{20}{10} + (10 \times 10) \times \left(6 \times \frac{6}{10}\right)$	440 m <sup>2</sup>

[No. 18] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地及び隣地の相互間に高低差はなく、道路の路面の中心の高さは敷地の地盤面より0.5m低い位置にあるものとし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとする。また、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



	計 算 式	高さの最高限度
1.	$(4 + 1) \times 1.25 - 0.5$	5.75 m
2.	$(4 + 1) \times 1.25 + 0.5$	6.75 m
3.	$(1 + 4 + 1) \times 1.25 - 0.5$	7.00 m
4.	$2 \times 1.25 + 5$	7.50 m
5.	$2 \times 1.25 + 5 + 0.5$	8.00 m

〔N o. 19〕 防火地域又は準防火地域に関するイ～ニの記述について、建築基準法上、誤っているもののみの組合せは、次のうちどれか。

- イ. 防火地域内において、建築物の屋上に設ける高さ2.5mの看板は、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
- ロ. 準防火地域内において、外壁が準耐火構造の建築物は、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
- ハ. 建築物の敷地が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、建築物の配置にかかわらず、原則として、その全部について防火地域内の建築物に関する規定が適用される。
- ニ. 防火地域又は準防火地域内の一戸建て住宅の屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないもの及び屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものでなければならない。

- 1. イとロ
- 2. イとハ
- 3. ロとハ
- 4. ロとニ
- 5. ハとニ

〔N o. 20〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

- 1. 災害があった場合において公益上必要な用途に供する応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後3月を超えて当該建築物を存続しようとする場合においては、原則として、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。
- 2. 指定確認検査機関が確認済証の交付をした建築物の計画について、特定行政庁が建築基準関係規定に適合しないと認め、その旨を建築主及び指定確認検査機関に通知した場合において、当該確認済証は、その効力を失う。
- 3. 確認済証の交付を受けた建築物の建築工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、当該確認があった旨の表示をしなければならない。
- 4. 確認済証の交付を受けた建築物の建築主は、当該建築物の建築工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかななければならない。
- 5. 建築協定は、認可の公告のあった日以後において当該建築協定区域内の土地の所有者等になった者に対しても、原則として、その効力がある。

〔No. 21〕 木造建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に木造建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。
2. 木造建築士は、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項を除き、木造の建築物に関する業務に限って、建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理を行うことができる。
3. 木造建築士は、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項を除き、木造の建築物に関する調査又は鑑定を行うことができる。
4. 一級建築士事務所に属する木造建築士は、登録講習機関が行う木造建築士定期講習を受けなければならない。
5. 木造建築士は、木造3階建て、延べ面積100 m<sup>2</sup>、高さ10 m、軒の高さ9 mの住宅の設計及び工事監理を行うことができる。

〔No. 22〕 建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 都道府県知事は、建築士法の施行に関し必要があると認めるときは、当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。
2. 建築士事務所の開設者は、設計受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、所定の「重要事項」について、これらの事項を記載した書面を交付して、自ら説明しなければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。
4. 都道府県知事は、建築士事務所の登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。
5. 建築士事務所の開設者が保存しなければならない設計図書の保存期間は、作成した日から起算して15年間である。



〔N o. 23〕 法律とその目的に含まれる事項との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

	法 律	目的に含まれる事項
1.	建設業法	発注者の保護と建設業の健全な発達の促進
2.	宅地造成等規制法	宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のための必要な規制
3.	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理
4.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	生活環境の保全及び公衆衛生の向上
5.	宅地建物取引業法	宅地建物取引業者の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化

〔N o. 24〕 次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1. 「開発行為」は、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。
2. 「地区計画」は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画とする。
3. 「市街化区域」は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。
4. 「高度地区」は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。
5. 「風致地区」は、市街地の良好な景観の形成を図るため定める地区とする。

〔No. 25〕 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」上、住宅の建設工事の請負人は、設計された住宅に係る住宅性能評価書を請負契約書に添付した場合においては、原則として、当該設計住宅性能評価書に表示された性能を有する住宅の建設工事を行うことを契約したものとみなす。
2. 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」上、住宅建設瑕疵担保責任保険契約は、新築住宅の工事の完了した時から10年以上の期間にわたって有効でなければならない。
3. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」上、住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者は、当該住宅の長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
4. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、建築主等は、共同住宅の建築をしようとするときは、当該共同住宅を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
5. 「労働安全衛生法」上、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

